

令和 6 年度大町町国民健康保険保健指導業務仕様書

この仕様書は、大町町（以下「委託者」という。）が発注する下記委託業務に関して、受託者が本業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務名 令和 6 年度大町町国民健康保険保健指導業務

2 概 要

本業務は、生活習慣病の重症化予防において医療費適正化を目的とし、早期発見、早期介入を行い、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果（過去のものを含む）やKDB等のレセプト情報を活用して重症化予防の対象者を抽出し、各学会のガイドライン等を活用しながら対象者の病態特性、ライフステージ等に応じた継続的保健指導を行う事業とする。特に、腎機能高度低下者・脂質異常や高血圧の重症者・血管変化有所見の者に対し優先的に介入する。

3 履行場所 佐賀県杵島郡大町町大町 5017 番地

4 履行期間 契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

5 事業内容及び対象者

（1）特定健診受診者のフォローアップ（医療機関受診勧奨）

①前年度（令和 5 年度）の特定健診結果より、生活習慣病重症化リスクを保有し、未治療対象者の 60%（ただし 50 名を上限とする）以上に対し、訪問等による医療機関への受診勧奨を実施し 50%以上を目標とし治療に繋げること。

②介入結果及びレセプト突合結果等のデータ化作業及び報告書作成すること。

（2）生活習慣病重症化予防

①前年度（令和 5 年度）の特定健診結果より、生活習慣病重症化において発症する脳卒中、心筋梗塞、人工透析等のハイリスク者を抽出し、訪問等において継続的に対象者の 60%（ただし 30 名を上限とする）以上に保健指導を実施し改善を図ること。（糖尿病性腎症対策対象者は除く）

②介入結果データ化作業及び報告書作成すること。

6 業務上の注意点

（1）事業の実施にあたり、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」や各学会のガイドライン等を熟知し、重症化予防等の指導経験年数が 5 年以上の保健師・管理栄養士を要望や相談に総合的に対応する統括責任者に任命し配置すること。

また、統括責任者は緊急時を含め、感染症対策を十分考慮し、できるだけ直接現場で対応できる体制を執ること。

（2）家庭訪問等による重症化予防の保健指導をする専門職の要件は、保健指導の業務実績経験を 3 年以上有する保健師、管理栄養士とする。それ未満の経験年数の専門職の場合は、必ず統括責任者等との同伴にて事業を行うこと。

（3）保健指導は、個別支援とし個別に応じた案内・保健指導・最終評価支援及びKD

B等のレセプト確認を基本とする。対象者のニーズや状態に沿って効果的な方法・期間で支援及び評価すること。

- (4) 各事業について、対象者数に見合った十分な専門人材を配置して、できるだけ担当制とする。
- (5) 保健指導に使用する教材及び評価等については、原則、町が認めたものを使用すること。

なお、町が提供するもの以外の教材及び評価ツール等を使用する場合は、町と協議すること。

7 特記事項

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、この業務の履行にあたり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 業務の履行にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、町が実施する面談等による特定保健指導事業についても、併せて業務委託契約を締結するものとする。

なお、委託料の額（単価）については、町が別に定めた委託料の額とする。
- (2) 保健指導を実施するにあたっては、75 g 糖負荷試験・血中インスリン測定、頸部動脈超音波（エコー）検査及び微量アルブミン尿等の二次健康診査を必要に応じすすめること。
- (3) 本業務で訪問等に使用する車については、受託者で準備すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定する。